

意見書

2026年（令和8年）7月30日

弁護士・社会福祉士 寺 町 東 子

法テラスの在り方に関する有識者検討会第6回会議に当たり、第1回会議から第5回会議までの議論を踏まえ、以下のとおり、意見を申し上げます。

【目次】

- 第1 司法ソーシャルワークについて
- 第2 民事法律扶助の課題—主に離婚関連事件及び未成年者への支援について
- 第3 支援リソースの確保について
- 第4 被災者支援について
- 第5 犯罪被害者支援について
- 第6 書類等作成援助について
- 第7 AI・デジタル技術の利活用について
- 第8 法テラスの今後10年に向けて

第1 司法ソーシャルワークについて

1 司法ソーシャルワークの社会的有用性

本検討会において、過疎地域における成年後見制度の受け皿づくり（雲仙・対馬・第2回会議）、繁華街における生きづらさを抱える若者への支援（歌舞伎町・第2回会議）、被災地における生活再建に必要な法的支援（広島・熊本・第3回会議）、犯罪被害者に対する途切れない支援（多機関ワンストップサービス・第4回会議）、在留外国人に対する一元的相談窓口（F R E S C）の取組（第4回会議）、野洲市における生活困窮やDV、社会的孤立を伴う困難事例における福祉的支援と法的支援の一体的提供の取組（第5回会議）、罪に問われた障害者等の刑事弁護（第2回会議）など、行政機関・福祉事業者・NGO等と法テラスや法律専門職との連携・協働により、対象者の抱える困難を一元的に解決する取組、いわゆる司法ソーシャルワークの社会的有用性が明らかとなった。

①行政機関・福祉事業者・NGO等にとっては、法律専門職と連携することによって、対象者の抱える法的課題を根本的に解決することが可能になると同時に、②法律専門職にとっては、行政機関・福祉事業者・NGO等と連携することによって、対象者の抱える生活課題は連携先に対応を依頼し、法的課題への対応に注力でき、業務負担が軽減される、③対象者にとっても、自ら課題ご

とに異なる専門機関の戸を叩く必要がなくなり、ワンストップで総合的支援を得られる（特に、自ら援助を求めることに困難を抱える者にとって利益が大きい）、④ひいては、社会全体、コミュニティ全体にとって、対象者が課題を解決し、安定的に社会の構成員として再び活躍することによる利益を受けられることが明らかになった。

これらの司法ソーシャルワークは、主に綜合法律支援法第30条第1項第11号の業務として位置付けられている。

2 持続可能な制度とするために一事業の位置付けと予算確保

しかしながら、司法ソーシャルワーク活動を広げるための課題としては、派遣される法律専門職の報酬や、連携を取り持つ法テラス地方事務所の事務費について、十分な予算付けがなされていないことが指摘された。

法律専門職の報酬については、厚生労働省の重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援事業、消費者庁の地方消費者行政推進事業、こども家庭庁の離婚前後家庭支援事業などからの支出例が紹介された（第5回会議）。しかし、これらは地方自治体の予算措置が必要であり、十分に活用されているとは言い難い。司法ソーシャルワークの有用性を各省庁や地方自治体に対して周知するとともに、各省庁からの通知等において、法テラス及び法律専門職との連携が明記される必要がある。

また、法テラス地方事務所のコーディネート機能に関しては、何らの予算措置もなされておらず、法テラス自身が集めた寄附金しか原資がないとのことであり、法務省・法テラスの中で、明確に中核的業務の一つと位置付けて、予算措置を行う必要性が明らかとなった。

3 地域の実情に応じた人的リソースの配分

司法ソーシャルワークの担い手として、法テラスが有力な主体であることは異論ないが、他方で、全国各地を見渡した場合に、地域ごとに契約弁護士（ジュディケア弁護士）が関係機関との連携を主体的に構築している地域も多々あることに留意が必要である。本検討会において、スタッフ弁護士が中心的に関係機関との連携を構築した地域であっても、一人のスタッフ弁護士が対応できる事件数には限りがあり、その地域の契約弁護士に水平展開することで需要に対応することの必要性も明らかになった。

このように地域の実情に応じて、各地の弁護士会や契約弁護士、日弁連が支援する公設事務所などが司法ソーシャルワークを展開する場面も想定した制度

の展開が必要である。

第2 民事法律扶助の課題—主に離婚関連事件及び未成年者への支援について

1 法テラス利用者の躊躇の理由

本検討会では、飯田高氏（東京大学社会科学研究所教授）による2025年の一般ニーズ調査（第2回会議）と、橋場典子氏（関西学院大学法学部教授）による2010年の法テラス利用者調査（第3回会議）の結果が紹介された。いずれにおいても共通してみられた利用躊躇理由に、「費用」の問題が挙げられた。

実際に法テラスを利用した者に対する利用者調査において、法テラス利用を躊躇した理由としては男女とも6割前後が「費用がいくらかかるかわからない」を挙げ、特に、女性において法テラスを利用する際に躊躇を感じている傾向が示された。なお、女性では「離婚・家族関係」「家庭内暴力」で法テラスを利用する傾向が比較的強いことが指摘されている。

これは、債務整理の事案（男性6割、女性4割）では、借金が免責になるメリットの方が償還制による費用負担よりも大きいのに対し、離婚等の事案では経済的利益がない事案も多く、その場合、費用償還が丸ごと新たな生活に押し掛かること（マイナスからのスタート）になり、負担感が大きいことの反映であると思われる。

2 離婚関連事件に関する業務量調査

これに対して、日弁連が実施した、離婚等関連事件を実際に担う契約弁護士に対する業務量調査の結果、法テラス案件の報酬の時間単価の中央値は1万円台の前半であり、私選で受任する場合の50%以下であった。第1回会議に提出した意見書でも述べたとおり、家事事件手続法の施行により調停事件でも争点整理がなされるようになり、高葛藤事案の増加による審理期間の長期化・期日回数の増加、DV・虐待事案などで業務妨害を受ける危険など離婚関連事件の負荷が高まっている中、特に、調停事件や、親権・面会交流などの子どもに関する紛争（着手金のみで報酬がなく、長時間を要する）やDV等がある事案で時間単価が低くなることが明らかとなった。

また、第3回会議における原田直子氏（福岡県弁護士会）の報告において、離婚や性犯罪被害者で扶助を利用して女性弁護士に依頼したい女性が多く存在するところ、報酬の安さと事件の困難さに起因する女性弁護士の担い手の先細りが懸念される旨の指摘がなされた。

さらに、離婚等関連事件では、相手方の出方次第で様々な手続（離婚、婚姻費用請求、養育費請求、親子交流、監護者指定、親権者指定、保全など）が加わってくるが、立替償還制であるがゆえに、依頼者の費用負担を慮って、弁護士が関連事件全てについて追加援助を申請することを躊躇し、負担を被っている実態や、事件終了後に償還免除を申請する枠組みでは、利用前に必ず免除が受けられるとは説明できないことがネックになっていることが明らかにされた。

3 持続可能な民事法律扶助へ

(1) 被援助者の負担額と弁護士の報酬との連動を断つ

上記のとおり、特に、離婚等関連事件では法テラスの利用者が経済的利益を得られるとは限らないにもかかわらず、利用者にとっては、弁護士費用の立替償還制が採られていることから、償還金（＝「借金」）の返済＝マイナスから新生活をスタートしなければならない負担感が大きい一方で、契約弁護士にとっては、報酬の安さと事件の困難さからくる負担感が極めて大きく、特にDVが問題になる事案では担い手が十分に確保できない状況が生じている。

これを解決するためには、生水委員、大屋委員が指摘するように、「弁護士に支払う報酬と依頼者・利用者側の負担を切り離す」ことが必要である。具体的には、総合法律支援法第34条第2項第1号の「この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同項第二号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。」を削除する必要がある。

(2) 被援助者の負担額の上限設定を

被援助者が「自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない」者（総合法律支援法第30条第1項第2号）であることに鑑み、法テラスを利用しようとする者が安心して利用できるよう、原則給付制（被援助者への負担を求めない）とし、一定の資力を有する場合にのみ高額療養費制度のような上限額のある負担を求める制度や、当該事件から経済的利益を得た場合にのみ一定の償還を求める制度に改めるべきである。

法テラスの予算構造としても、現状としては民事法律扶助償還金等の収入を108.7億円と見込んでいるが、経済的に困窮する利用が増えると償還免除が増えて予算が不足するという構造を見直す必要がある。

(3) 弁護士報酬の増額

それと同時に、契約弁護士の報酬を、事件処理の負担に見合う報酬に引き上げる必要がある。少なくとも、以下のとおりの改善が必要である。

- ① 離婚等請求調停事件の着手金（現行は8万8,000円～13万2,000円（税込））を最低22万円（税込）とすること
- ② 離婚等請求訴訟事件の着手金（現行は標準額23万1,000円（税込））を最低33万円（税込）とすること
- ③ 離婚等請求事件において、経済的利益を得ることができた場合の報酬金について、受けた利益が300万円までは16%（税別）、300万円を超え3,000万円までは10%（税別）（現行は1,000万円まで10%（税別）、1,000万円を超え3,000万円までの部分は6%（税別））とすること
- ④ 離婚等請求事件において、経済的利益を得ることができなかった場合についての報酬金は、着手金と同額とすること

4 未成年者の民事法律扶助利用

(1) 問題の所在

未成年者の法律行為には法定代理人の同意が必要であるところ（民法第5条第1項本文）、未成年者が当事者となる法的手続きは、法定代理人が相手方であったり、利害関係があるなどして法定代理人の協力が得られない場合が多く、償還制の下で債務負担行為となる法テラスの民事法律扶助を利用できない状況にある。

(2) 必要性

しかし、未成年者は、意思能力がある子に認められた各種の身分行為や、両親の離婚紛争や親権、監護をめぐる紛争に未成年者が自らの意見を反映させるために利害関係参加をする場合など、自ら専門家である弁護士代理人を付して助力を得たり、裁判所の選任による子ども手続代理人の助力を得る必要がある。これらは、子どもの権利条約第12条やこども基本法第3条第3項が定める意見表明権の保障のために必要である。

また、民法第817条の12第1項は、父母が子の人格を尊重しなければならない旨を規定し、同法改正時の衆議院及び参議院の附帯決議では、「子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けら

れる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。」と明記されている（下線寺町）。

(3) 償還義務のない未成年者利用を

現在は、未成年者が自ら民事法律扶助を利用することができないため、日弁連の委託援助事業の「子どもに対する法律援助」により手当てをしているが、本来、国費により、法テラスで未成年者には償還義務のない給付制の民事法律扶助制度を整備すべきである。

第3 支援リソースの確保について

1 刑事・民事の契約弁護士の減少

刑事・民事を問わず、法テラスの契約弁護士は減少傾向にある。

民事法律扶助については、2024年度末の契約弁護士数が全国で2万4,408人であるところ、その契約率は52.0%であり、ピークである2018年度末の56.8%から低下している。また、民事法律扶助契約に関する日弁連の調査においても、調査に協力した会員の過半数（50.5%）が契約終了予定又は契約を続けるか検討中と回答している。

国選弁護についても、一部の地域では担い手の確保に深刻な困難が生じており、全国の多くの弁護士会が、国選弁護報酬及び費用の抜本的改善を求める会長声明を発出し、名簿登録者の減少や担い手不足への懸念を指摘している。

加えて、弁護士の都市部集中が進む中でスタッフ弁護士の人数も減少しており、平成27年度に全国250人であった配置人数が、令和6年度には190人にとどまっていることが示された（第2回会議）。その主な原因は、採用をめぐる厳しい状況に起因している。

2 その原因

(1) 報酬の低廉さ

国選弁護報酬は同種の私選事件のおおむね3割を下回っている。また、民事法律扶助の報酬も、この20年間実質的に据え置かれ、事案によっては制度を利用しない場合の3割から5割程度に抑え込まれている。

この間、物価は約17.2%、最低賃金は約66.6%上昇しており、据置きは実質的な減額に等しく、事件を受任するほど赤字が拡大し事務所経営を圧迫する状況にある。

(2) 事件の困難性

刑事事件では、罪体に関する立証の高度化・複雑化、刑事施設の業務集約

化に伴う遠距離移動の増加、情状立証や再犯防止における福祉・医療との連携など、弁護士に求められる活動の困難性が増している。

民事事件でも、離婚等の家事事件が代理援助事件の2割以上を占め、調停事件の訴訟化（書面による主張立証等）、DV事案への慎重な対応により、事件の長期化・複雑化が進んでいる。

(3) 複数受任や辞任の困難性

刑事国選事件の中には、信頼関係を保つことが困難な被疑者・被告人の事案が一定程度含まれるにもかかわらず、そのような場合にも柔軟な複数選任や辞任が認められにくい。加えて、刑事弁護は休日夜間を含む即時対応が求められるオンコール型の業務であり、活動の時期・時間を弁護人側でコントロールできず、ワークライフバランスとの両立が困難であることも、担い手の忌避感につながっている。

3 報酬増額の必要性和、被援助者の負担との切り離しの必要性

報酬基準は長期にわたり据え置かれ、国選弁護・民事法律扶助のいずれも同種の私選事件の報酬を大きく下回っている（国選弁護ではおおむね3割未満、民事法律扶助では事案により3割から5割程度）。この間の物価上昇（約17.2%）や最低賃金上昇（約66.6%）に照らせば、据置きは実質的な減額であり、事件を受任するほど赤字が拡大する事務所も生じている。

人口一人当たりの民事法律扶助支出額を見ても、我が国は約210円にとどまり、北アイルランド（約3,500円）やオランダ（約2,000円）と比して著しく低い。担い手の使命感を継続的な実働に結び付け、地域の提供体制を維持するためには、基礎報酬の抜本的な増額と、当面の物価対応としての上乗せの加算（例えば基礎報酬総額の10%程度）が急務である。

他方、弁護士等への報酬の増額がそのまま被援助者の負担増に直結すれば、資力に乏しい市民の司法アクセスを保障するという制度趣旨に反する。特に民事法律扶助では、財産的利益の有無にかかわらず立替金を返還する原則償還制がとられており、費用の償還が新たな生活の再建に重くのしかかって、利用をためらわせる要因となっている。

そこで、弁護士の報酬と被援助者の負担額との連動を断ち、司法予算を拡充した上で報酬の適正化は国の責任において行うべきである。

4 困難な事件への支援

(1) 複数受任の場合の報酬の手当て・スタッフ弁護士の活用

困難事案では複数の弁護士による受任が有効であるが、現行制度では複数選任が柔軟に認められず、報酬上の手当でも十分でない。複数受任の場合の報酬を適切に手当するとともに、スタッフ弁護士を積極的に活用すべきである。

(2) 辞任を認める正当な理由の明確化

信頼関係を維持できない事案において辞任が認められる正当な理由を明確化し、担い手が過度な負担を抱え込まない仕組みを整えるべきである。

(3) 関係機関との連携による法的事務以外の生活支援の分掌

対象者の生活課題については、福祉・医療等の関係機関との連携により分掌し、弁護士は法的事務に注力できるようにすべきである。刑事事件においても、福祉専門職と連携した接見や更生支援計画の作成に要する費用を国費化により援助できるようにし（現在は、日弁連の罪に問われた障害者等の刑事弁護等の援助制度で助成）、関係機関との連携を後押しすべきである。

5 スタッフ弁護士確保のための方策

(1) 従前の取組

支援リソースを確保するためには、スタッフ弁護士の人員拡充も必要である。

従前、法テラスにおいても、採用イベント・事務所訪問の案内等を通じて、養成・研修体制やキャリアパス、柔軟な働き方を積極的に発信しており、日弁連も、以下のサポートを行ってきた。

① 司法修習生、法科大学院生、大学生、中・高生への働きかけ

各地のスタッフ弁護士の取組を紹介する講演企画、法テラス法律事務所や裁判所を巡るバスツアー等の各種イベントを充実させること

② 養成・研修体制の充実

赴任前の約1年間、日弁連主催の定期研修会の実施

(2) 今後に向けて

第1回会議においても、丸島俊介氏（日本司法支援センター理事長（当時））から、非常勤のスタッフ弁護士の活用等の問題提起がなされており、こうした方策の具体化が求められる。

6 スタッフ弁護士と契約弁護士（ジュディケア弁護士）の役割分担

スタッフ弁護士の配置をめぐるっては、いわゆる全県配置も論じられているが、限られた人的リソースをどのように配分するかという現実的な視点も不可欠である。前述のとおり、スタッフ弁護士の人数は減少しており、平成27年度に

全国に250人が配置されていたところ、令和6年度には190人にとどまっている。

こうした人的リソースの制約を前提とすれば、スタッフ弁護士は、採算性の点から契約弁護士が受任しにくい困難案件や司法過疎地域における法的サービスの担い手として補完的な役割を中心に担い、その余の事件は地域の実情に応じて各弁護士会や契約弁護士が中心となって担う体制を組み合わせることが現実的である。現に、スタッフ弁護士が主体となって関係機関との連携を構築し、契約弁護士に水平展開して面として支える地域もあれば、弁護士会が中心となって自治体との連携体制を作り契約弁護士が中心的に担っている地域もあることが報告されている（第2回会議）。

もっとも、昨今、新人弁護士を中心に地方に就職せず、大都市圏（特に東京及び大阪）に集中し、地方の弁護士会で年間新規登録者が0人または1人にとどまるという現象（いわゆる「新ゼロワン問題」）を踏まえると、今後スタッフ弁護士に期待される活動領域は広がっていくことが予測される。

第4 被災者支援について

第3回会議では、木下健一氏（広島県坂町地域包括支援センター長）から、広島県坂町における平成30年7月豪雨への対応に関する報告がなされた。

同報告では、被災者支援の生活再建には1～2年という短期間に完結するものではないということについて、平成30年10月に坂町地域支え合いセンターを開設し、令和3年度末に同センターを閉所するまでの取組を中心に報告された。

また、鹿瀬島正剛氏（熊本県弁護士会）からは、2016年4月の熊本地震において法律相談に対応した経験から、発災後3年間の熊本県弁護士会における法律相談の内容の変化が報告され、発災から半年程度は公的支援制度の利用に関する相談、半年経過後以降に仮設住宅入居や公費解体の進捗に伴い生活再建にかかる二重ローン問題や住宅再建にかかる費用捻出・生活再建の場所選定などの具体的な相談に移行することが明らかにされた。

これらの報告に照らせば、被災者の資力不問の被災者法律相談援助の実施期間が現在、発災から「1年を超えない範囲」とされているところ、上限を少なくとも「2年」に伸長し、具体的事情に応じて政府が延長を可能とする規定とすることが必要である。

第5 犯罪被害者支援について

突然、自らの意思とは関係なく、理不尽にも犯罪の被害に遭われた、多くは法

的知識のない犯罪被害者にとって、被害直後から一貫して被害者に伴走する弁護士の支援を受けることは、犯罪被害者の負担を軽減し、被害からの回復を図る上で極めて重要である。

本年1月13日から犯罪被害者等支援弁護士制度がスタートし、一定の資力要件を満たす場合には、犯罪被害者の自己負担なく、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な支援を行う制度が整備されたこと自体は、一步前進と評価できる。

しかしながら、制度の施行から4月末日までの利用実績を見ると、まだ利用件数が少ない前提になるが、代理援助の8割以上を性犯罪が占め、利用者の9割近くが女性である状況の下では、支援弁護士の基本報酬額について25%減額事由に該当する場合が多く、従来の日弁連委託援助による犯罪被害者法律援助よりも報酬が低くなる場合が多々あることが明らかとなった。しかも刑事事件に引き続き、民事事件を受任した場合には、民事事件について、ただでさえ低廉にとどまる報酬が更に10%減額されることになる。

本検討会において、犯罪被害者遺族である近藤さえ子氏（新全国犯罪被害者の会（新あすの会）幹事）が報告されたとおり、犯罪被害者等支援弁護士の報酬の不合理な減額を見直し、少なくとも日弁連委託援助事業の基準を下回ることのないように改めるとともに、担い手不足を早急に解消するための見直しが必要である。

第6 書類等作成援助について

第4回会議では、司法書士の立場から、書類等作成援助に先立って行う「相談」を援助対象にしたい旨の意見があった。

そもそも書類等作成事務については、裁判例上、委託者の主張を法的に整序して書類等を作成することと考えられている。書類等作成援助の立替基準が成年後見等申立書の作成で4万4,000円～6万6,000円、自己破産申立書の作成で債権者20社まで8万8,000円とされているところ、委託者の主張を聴取すること自体は書類等作成の一環として報酬評価されているものと考えられる。書類等作成援助の「相談」を新設することは、委託者の主張を聴取することを二重に評価することになり適切でない。

また、書類等作成援助の「相談」は認定司法書士以外の一般の司法書士も実施できるものと思料されるが、書類等作成援助が適切な案件なのか、代理援助が適切な案件なのかの判別は、コールセンターや地方事務所の職員においては困難である。

例えば、債務整理の事案にあって、利用者が自己破産申立てを決めている場合であっても、債務整理の手段には、自己破産以外にも過払金の回収による任意整理や民事再生手続など破産以外の法的整理手続もある。また、自己破産でも、弁護士が代理人として申し立てないときは、事実や証拠が十分に整理されていないと評価し、破産管財人を選任する裁判所もあり、その場合には裁判所に納付する予納金が高額になり、利用者の経済的負担が大きくなってしまうこともある。

そのほか、利用者が相続放棄を決めている場合であっても、相続放棄すべき案件なのか、あるいは相続放棄の要件を満たしているのかの法的評価を行うことや、限定承認といった他の手続を検討することが適切な場合もある。

このように、利用者が考えている手続選択が適切なかどうかは、様々な背景事情を利用者から聴取して法的に評価しなければ判断できない。このような事情聴取と法的手段の取捨選択を、法律相談において利用者が意思決定をしなければ、利用者に不利益が生じるおそれがある。法テラスの職員が利用者から事情を聞いて振り分けをしようとしても、このような問題点を意識して事情を聞くことは困難であり、短時間に聴取した事情だけで法律相談援助なのか書類等作成援助なのかを適切に振り分けをすることも困難である。結果的に、法テラスの利用者に混乱や不利益を与えてしまう可能性がある。

第7 AI・デジタル技術の利活用について

1 利用場面についての留意点

法テラス側のバックオフィスの仕事の事務の効率化には大いに利活用すべきである一方で、法テラスの依頼者の方々との関係では、その特性に配慮し、人対人のインターフェースを残すことが必要である。

法テラスの利用者は、基本的に経済的に困窮しており、日々の生活や生活費について非常に切迫した精神状態に置かれている方も多い。また、DVやストーカー、犯罪被害に関する相談等では、精神的に困難を抱える利用者も多いことから、丁寧に話を聞き、他機関との連携も含めて、その人のニーズに合った支援が要求される非常に専門性の高い相談であることへの配慮が必要である。

2 バックオフィス業務の集約化について

バックオフィス業務の集約化に関して、法律扶助協会時代からの地域ごとの慣行の違いについては、その慣行の必要性の有無を勘案しつつ、標準化・合理化することが望ましい。

他方で、国選弁護士等候補者指名通知業務における配点ルールの違いに関し

ては、地域ごとに管区の広さ（接見に要する時間的・距離的制約）や国選弁護人等候補者の量的・質的なキャパシティ、事件の種類・多寡などが大きく異なる。特に、国選弁護人等候補者名簿への登録弁護士数の少ない地域や、事件数の多い地域などの兼ね合いで、弁護士一人当たりの年間配点事件数が多い地域では、国選弁護人の負担が過大であることが国選離れを招く悪循環に陥っており、受任する弁護士が見つかるまで複数人への打診を行わなければならない原因となっている。配点ルール等の標準化・集約化は、国選弁護人の確保の状況を見ながら慎重に行わなければ、国選弁護体制の崩壊につながりかねないことに留意されたい。

3 ビッグデータの活用について

(1) 効果測定への活用

現在、法テラスにおいて開発中のシステムにより、利用者の属性や事件概要（依頼者のニーズ）、事件解決までの期間、事件解決の結果（法テラスによる援助の効用）、終結後の利用者アンケートなどがデジタルデータとして集積することが可能になる。特に、代理援助事案に関して、かかるビッグデータを用いて、事件当事者やその家族に及ぼす影響、あるいは社会的な効果（子どもの貧困の改善など）を測定する調査研究に活用することは、政策にエビデンスを持たせる意味で有益であると考ええる。

(2) 留意すべき事項

他方で、検討会では、消費者行政におけるP I O－N E Tのように、相談担当者の情報入力共有により相談の質を高めることや、政策提言につなげるとの意見が出された。法テラスのコールセンターにおける情報提供業務について、このような活用をすることには賛成するものの、仮に、法テラスにおける「法律相談」データの利活用を想定する場合には以下の点に留意が必要である。

すなわち、①消費生活センターと異なり、法律相談の対象となる問題は多岐にわたり、かつ非定型であること、②30分の相談時間で事情聴取・方針の提案・相談者の意思決定まで実施することから、短い相談時間の中で複数の法的手段から当該手段を取捨選択したポイントを過不足なく記録することは困難であること、③法律相談データは「当該事案の具体的事情」に照らした判断プロセスの記録であり、個人情報凝縮されたものであること、④特に、相談者が抱える精神的に困難な事情は、事件の困難性に大きな影響をもたらすものであるが、相談カードには記載しないことが多く、このような重

要情報が欠落したデータが一人歩きすることで、実態から乖離した政策提言になる可能性があることなど、法律相談データの特徴を踏まえる必要がある。

第8 法テラスの今後10年に向けて

1 人口動態から見る法的ニーズ

法テラスの今後10年を考えるに当たり、日本社会の人口動態の変化による影響を中心に据えた課題抽出が必要である。

- (1) 今後の10年は、いわゆる「団塊の世代」が80歳代に入り、80歳以上の高齢者人口が増大することが予想される。80歳代の認知症の有病率は、80歳代前半で20～24%、80歳代後半で35～48%と推計されており、この層に対する詐欺犯罪の増加、それを防止するための見守り・権利擁護のニーズはますます増大することが予想される。
- (2) 経済ニーズのある都市部、特に東京及びその近郊に若者や中年層を含む労働力人口が一極集中するトレンドは、よほどの政策的介入がなければ変えられないであろう。経済活動の規模に応じて法的ニーズが大きい都市部に弁護士登録が集中する傾向も続くであろう。東京圏以外の地域では国選弁護・民事法律扶助などの法的サービスの供給においても、リソース確保の課題が深刻化することが予想される。
- (3) 少子化は政府の予測を上回るスピードで進行している。また、選択的共同親権制度が2026年4月に施行されている。子どもを巡る紛争の激化、離婚紛争の多争点化・複雑化、子どもの意見の聴取・尊重のための手続的保証の必要性の高まりなどが予想される。さらに、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と非常に高く、養育費の確保などの法的支援の必要性は高い。
- (4) 未婚化や高齢化により一人暮らし世帯が増え、低所得の高齢者や単身者が生活困窮に陥りやすくなり、債務整理などの法的ニーズは継続して大きい塊として存在し続けることが予想される。
- (5) 人口減少による労働力不足を補うために、外国人労働者が増加することも予想され、外国人住民に対する法的サービスのニーズが高まることが予想される。

2 法テラスの役割

法による紛争の解決は、一人ひとりの個人の尊厳を尊重し、自由で公正な社会を形成するための基盤である。

本検討会では、経済的・社会的あるいは能力的な状況により自らの権利を守

るために行動できない人々（犯罪行為に手を染めて社会から逸脱してしまう人々も含めて）の存在に対して、誰ひとり取り残さない社会を形成するために、法律専門職が多職種と連携して法的サービスを提供することにより、あまねく全ての人々が法による問題の解決を得、社会の中で自らの居場所を得て、安定的な生活を送れる社会を実現すること、そのために法テラスの担っている役割の重要性が明らかとなった。このような社会福祉サービスと法的な問題解決を連結することは、単に当該個人の法的課題の解決にとどまらず、社会経済コストの低減にも役立っていることが窺われた。

法テラスは、利用者の有する社会的・経済的・能力的な障壁を超えて、法的サービスを提供する総合法律支援体制の整備の中核を担う存在である。今後10年の社会環境の変化に伴う法的ニーズの変化に対応して、司法ソーシャルワークの更なる推進、国選弁護・民事法律扶助の報酬増額による契約弁護士体制の維持、過疎偏在対策としての地域事務所（いわゆる「7号事務所」）の維持及び外国人住民への法的支援の拡充などの役割を強化していくことが必要である。

我々弁護士・日弁連及び弁護士会も総合法律支援の一翼を担う者としてその責務を果たす所存であるが、まずは国において、法テラスの役割の重要性に鑑み、必要な予算をしっかりと確保されたい。

以 上